

1 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第49号を発行させていただきます。
あけましておめでとうございます。本年もよろしくお
願いいたします。

年末年始は穏やかな日が続き過ごしやすくて良かったです。
田舎に帰省あるいはご旅行された方が多かったの
ではないでしょうか。私は、年末年始を大阪で過ごし
まして、大みそかに京田辺市にある酬恩庵一休寺、年始の
2日に桜井市にある長谷寺に初詣に行ってきました。



(写真は、京田辺市の一休寺にて撮影しました)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりの
ピックアップとしまして、**1月末までに提出すべき
書類について、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマ
としまして**免疫力について その3** を書いてお
ります。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

2 1月末までに提出すべき書類について

今月は各役所に提出すべき書類がいくつかございます。
それらの書類をすべてご説明するのは紙面の関係ででき
ませんので、代表的なものをご説明させていただきます。

○税務署に提出すべき書類

税務署に提出すべき書類としましては、**法定調書**があ
げられます。

昨年に税務署から郵送されてきております『平成28
年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と
提出の手引』をご覧になっていただきますとどのような
書類を提出すべきなのかを確認していただけます。

手引きをご覧いただきますと何種類もの書類の記載方
法などが書かれておりますが、毎年提出することになる
書類としましては、

『給与所得の源泉徴収票』、『報酬、料金、契約金及び
賞金の支払調書』、『不動産の使用料等の支払調書』、
『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』
があげられます。

まず『給与所得の源泉徴収票』ですが、これは昨年末
に各事業所で年末調整をした方全員の源泉徴収票を税務
署に提出するわけではなく、提出する範囲が決まってお
り、その範囲は次のようになっております。

受給者の区分	提出範囲
<年末調整をしたもの> 法人の役員及び現に役員を していなくても平成28年中 に役員であった方	平成28年中の給与等の支払 金額が 150万円 を超えるもの
<年末調整をしたもの> 法人の役員以外の者（従業	平成28年中の給与等の支払 金額が

員)	500万円 を超えるもの
<年末調整をしなかったもの> 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した方	平成28年中の給与等の支払金額が 250万円 を超えるもの ただし、法人の役員の場合には 50万円 を超えるもの
<年末調整をしなかったもの> 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった方	平成28年中の給与等の支払金額が 50万円 を超えるもの

* 給与所得の源泉徴収票は「**税務署提出用**」を使用し、**個人番号(マイナンバー)**を記載しないとけません。

* 『平成28年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の2ページより一部抜粋

もっと詳しい提出範囲につきましては、手引の該当ページをご覧ください。



(写真は、京田辺市の一休寺のお庭を撮影したものです)

次に『**報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書**』ですが、提出する必要があるのは、法人又は個人事業で税理士などの士業の方々と顧問契約などを行っている場合です。この支払調書にも提出する範囲が決まっております、その範囲は次のようになっています。

区分	提出範囲
税理士などの士業などへの報酬・料金等	同一人に対する平成28年中の支払金額の合計が 5万円 を超えるもの

* 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書に**個人番号(マイナンバー)**を記載しないとけませんので、該当する税理士など

の士業に**マイナンバー**を聞く必要があります。

* 『平成28年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の19ページより一部抜粋

次に『**不動産の使用料等の支払調書**』ですが、提出する必要があるのは、平成28年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶(総トン数20トン以上のものに限りません)、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価(以下これらの対価を「不動産の使用料等」といいます。)を支払った法人(国、都道府県等の公法人を含みます。)と不動産業者である個人の方です。ただし、不動産業者である個人の方のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は提出義務がありません。

不動産の使用料等の支払調書の提出範囲
同一の方に対する平成28年中の支払金額の合計が 15万円 を超えるもの

* **不動産の使用料等の支払調書に個人番号(マイナンバー)**を記載しないとけませんので、該当する不動産の所有者さんなどに**マイナンバー**を聞く必要があります。

* 『平成28年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の21ページより一部抜粋

最後に『**給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表**』ですが、これはこれまでに説明いたしました「源泉徴収票」や「支払調書」を法人または個人事業が提出する際に提出枚数などを記載する合計表となっております。



(写真は、京田辺市の一休寺のお庭を撮影したものです)

○**税務署以外に提出すべき書類**

税務署以外に提出すべき書類としましては、
『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』、『償却資産（固定資産税）申告書』
があげられます。

まず『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』ですが、『平成 29 年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書』に詳しい説明がされております。

簡単にご説明させていただきますと、『給与支払報告書（個人別明細書）』（複写式）を作成し、上の 2 枚を従業員の方の住所地を管轄している役所ごとにまとめ、その役所ごとに『給与支払報告書（総括表）』に必要事項を記載して、この用紙に『給与支払報告書（個人別明細書）』と一緒に綴じて提出していただくことになります。こちらにもマイナンバーを記載しないとイケません。

次に『償却資産（固定資産税）申告書』ですが、『償却資産（固定資産税）申告書の申告の手引』に詳しい説明がされております。こちらは紙面の関係で説明を省略させていただきます。

【参考文献】

- ・平成 28 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き
- ・平成 29 年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書



（写真は、京田辺市の一休寺に展示されていた虎の写真です）

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

酒税関連

日経新聞に「酒類の安売り規制 6 月スタート 国税庁、基準案を公表」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・国税庁は、酒類の過度な安売りを防ぐため、量販店などに罰則を科す取引基準案を公表した。
- ・仕入原価と販管費の合計額を下回る販売のほか、周辺の販売業者の売り上げ減などにつながった場合に罰する。
- ・小規模な酒店を守る狙いがあるが、企業の自由な価格競争を阻害する懸念がある。
- ・繰り返して基準を守らなければ酒類の製造・販売免許を取り消したり罰金を科したりする。

などと書かれておりました。

*アルコールを飲む方については、この基準によって酒類の価格がどうなっていくのか気になるところではないでしょうか。



（写真は、桜井市の長谷寺にて撮影しました）

中小企業向けの政策減税関連

日経新聞に「中小減税 高所得なら除外 政府・与党「実質大企業」に網」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府・与党は、大企業並みの所得がある中小企業に対し、設備投資減税など中小向けの政策減税を打ち切る方針を固めた。

- ・税優遇を受けるために大企業が資本金を1億円以下に抑えて税法上の中小企業になるケースが相次いでおり、税の公平性を損なうとの批判が強まっていた。
- ・法人税法などでは現在、資本金1億円以下の企業を一律で「中小企業」に分類している。
- ・17年度にも過去数年の平均所得が15億円を超える企業を中小向けの政策減税の適用対象から外す。

などと書かれておりました。

* これまでは資本金のみで判断すればよかったのですが、これが施行されれば、過去の平均所得を確認したうえで政策減税を受けられるかどうかを確認しないといけなくなります。



(写真は、長谷寺と寒牡丹を撮影したものです)

4 免疫力について その3

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回も、免疫力についてご紹介させていただきます。

清潔すぎる人はボロボロの身体になる

参考文献には

- ・実際には衛生環境の整った日本では、そこまで除菌・抗菌に神経質になる必要はどこにもない
- ・風邪予防や食中毒の防止のためにも、「適度」に衛生的なのは好ましいことですが、「過度」に除菌・抗菌をすることは身体が維持しているバランスにとって、逆にマイナスでしかありません。

- ・人間の身体には「常在菌」といわれる微生物がたくさん棲みついています。これらの常在菌がバランスよく繁殖していることが、肌のバリア機能を維持するためには欠かせません。
- ・清潔すぎる環境で育った子供はアレルギーを起こしやすく、風邪をひきやすい大人になる可能性があります。などと書かれています。

参考文献にも書かれているように最近ではアレルギー症状を持った子供さんが多くなっているようですし、衛生面を気にされる方も増えているのを実感しております。取引先の小規模保育園の方とお話する機会があり、園内の衛生環境を整えるのにかなりご苦労されているのだなと感じております。お役所からの認定を受けている保育園ですので、お役所の基準に沿ってなのでより厳しくなっているという事情はあるのですが、こういう対応が衛生面を過度に気にする方を増やしているような気がしています。

続きは次号にてご紹介させていただきます。

【参考文献】

- ・免疫力をあなどるな！ 著者 矢崎雄一郎 発行所 サンマーク出版

5 編集後記

今月号の事務所便りで写真を掲載している長谷寺へは、お知り合いからいただいた着物を着て初詣に行きました。これまで浴衣を着る機会があっても着物を着る機会はなかったので、いい経験をさせていただきました。足袋と草履を履き慣れていなかったもので、帰ってくる途中に足が痛くなっておりました。



今月も最後までお読みいただきありがとうございます。